

【海区漁場計画の素案】

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

現行の漁業権免許番号及び漁業の種類		存続予定期間	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	漁業の名称及び漁業時期		条件	備考
免許番号	漁業の種類								
短共第1号	第1種共同漁業	R3.9.1から R4.8.31まで	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点 イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五五分一〇・九三四六秒の点 ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五五分二七・三九〇九秒の点 エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五五分一七・一〇一四秒の点	市川市	おごり漁業	(1/1～12/31)	なし	
						もがい漁業	(1/1～12/31)		
						はまぐり漁業	(1/1～12/31)		
						あさり漁業	(1/1～12/31)		
						ばかがい漁業	(1/1～12/31)		
						しおふき漁業	(1/1～12/31)		
						ほんびのすがい漁業	(1/1～12/31)		
						えむし漁業	(1/1～12/31)		
	第2種共同漁業					雑魚固定式さし網漁業	(1/1～12/31)		
短共第2号	第1種共同漁業	R3.9.1から R4.8.31まで	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五五分二七・七八八九秒の点 イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一三九度五五分三八・六五五六秒の点 ウ 北緯三五度三三分三・二五一〇秒、東経一三九度五五分三一・九四八七秒の点 エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五五分三・六三五九秒の点	船橋市	おごり漁業	(1/1～12/31)	なし	
						もがい漁業	(1/1～12/31)		
						かき漁業	(1/1～12/31)		
						はまぐり漁業	(1/1～12/31)		
						あさり漁業	(1/1～12/31)		
						ばかがい漁業	(1/1～12/31)		
						しおふき漁業	(1/1～12/31)		
						ほんびのすがい漁業	(1/1～12/31)		
						えむし漁業	(1/1～12/31)		
	第2種共同漁業					雑魚固定式さし網漁業	(1/1～12/31)		
短共第3号	第1種共同漁業	R3.9.1から R4.8.31まで	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五五分二五・二七五七秒の点 イ 北緯三五度三三分八・九四八六秒、東経一三九度五五分四六・四六七八秒の点 ウ 北緯三五度三三分一四・一九五六秒、東経一三九度五五分〇・五六六〇秒の点 エ 北緯三五度三九分六・四七一四秒、東経一三九度五五分五二・二九五一秒の点 オ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五五分二八・五三三一秒の点 カ 北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東経一三九度五五分二六・四〇一〇秒の点	船橋市	おごり漁業	(1/1～12/31)	なし	
						もがい漁業	(1/1～12/31)		
						かき漁業	(1/1～12/31)		
						はまぐり漁業	(1/1～12/31)		
						あさり漁業	(1/1～12/31)		
						ばかがい漁業	(1/1～12/31)		
						しおふき漁業	(1/1～12/31)		
						ほんびのすがい漁業	(1/1～12/31)		
						えむし漁業	(1/1～12/31)		
	第2種共同漁業					雑魚固定式さし網漁業	(1/1～12/31)		

合計3件

(2) 区画漁業権

現行の漁業権免許番号及び漁業の種類		個別漁業権又は団体漁業権の別	存続予定期間	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	漁業の名称及び漁業時期		条件	備考
免許番号	漁業の種類									
短区第1号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度三二分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点 イ 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点 ウ 北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点 エ 北緯三五度三二分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	
短区第2号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点 イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点 ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点 エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	
短区第3号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	市川市本行徳地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点 イ 北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一三九度五六分四〇・七四三六秒の点 ウ 北緯三五度四〇分三二・三一二七秒、東経一三九度五六分四六・九二五八秒の点 エ 北緯三五度四〇分四〇・九二七七秒、東経一三九度五六分四一・四五二四秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	
短区第4号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R3.12.31まで	市川市本行徳地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分四二・二二二九秒、東経一三九度五六分三五・六五八四秒の点 イ 北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点 ウ 北緯三五度四〇分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒の点 エ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～12/31)	なし	
短区第5号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R3.12.31まで	市川市高谷新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点 イ 北緯三五度四〇分三八・三三三二秒、東経一三九度五六分五二・七〇二九秒の点 ウ 北緯三五度四〇分二一・二九三七秒、東経一三九度五七分四・二八〇五秒の点 エ 北緯三五度四〇分二二・五七九九秒、東経一三九度五七分七・二五九六秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～12/31)	なし	
短区第6号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R3.12.31まで	市川市高谷新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分五二・七三三三秒、東経一三九度五六分四七・三六二八秒の点 イ 北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東経一三九度五六分四四・七八八八秒の点 ウ 北緯三五度四〇分四五・三三一三秒、東経一三九度五六分四八・四八九九秒の点 エ 北緯三五度四〇分四六・六八一一秒、東経一三九度五六分五一・四三四九秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～12/31)	なし	
短区第7号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点 イ 北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点 ウ 北緯三五度三二分二〇・〇〇九七秒、東経一三九度五八分一九・六〇二五秒の点 エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点	船橋市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	
短区第8号	第1種区画漁業	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七七七秒の点 イ 北緯三五度三二分二六・六一一一秒、東経一三九度五八分三三・四六七八秒の点 ウ 北緯三五度三二分三六・八五六六秒、東経一三九度五八分五四・八八四一秒の点 エ 北緯三五度三二分四九・三一二七秒、東経一三九度五八分五四・七〇〇八秒の点 オ 北緯三五度三九分六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点 カ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点 キ 北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点	船橋市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	
短区第9号	第1種	団体漁業権	R3.8.20から R4.4.30まで	浦安市日の出及び 明海地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点 イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点 ウ 北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点 エ 北緯三五度三二分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点	市川市	のり養殖業	(8/20～翌4/30)	なし	

合計9件

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし